

ICT等を活用した障害者の雇用の事例

障害者が専門性の高い業務を担い主力となって活躍する事例



ICT（情報通信技術）を活用した時間と場所に依存しない多様な働き方は、新型コロナウイルス感染症の影響下においてより一層関心が高まり、テレワークの活用は、通勤困難者の就業という観点からも、有効な雇用の機会の確保に繋がりうるものである。

NULアクセシビリティ株式会社では、そのような通勤弱者の問題点を解決するため、テレワークを安全在宅制度として就業規則に取り入れ、専門性の高い「ウェブアクセシビリティ診断」を主な事業として行っている。

物理的な距離を感じさせず、全員が安心して働けることを目指し、勤怠管理、日報管理、情報共有、メール、業務アプリなどすべてITサービスを活用し、全社員がリアルタイムに情報を共有し

ている。ITの活用に係る情報セキュリティ研修は毎年、e-learningと対面型研修で行っている。また、毎日朝夕の2回、15～30分程度のウェブ会議は、健康状態の把握も兼ねている。必要に応じて外部の産業カウンセラーに相談ができる仕組みを作るなど、外部契約も行うことで、働く環境整備に取り組んでいる。勤務時間はコアタイムなしのスーパーフレックス制を導入し、勤務時間中の中抜けを可能とするなど、個々の健康状態に合わせた働き方を推進している。

このようなITサービスを活用した労務管理や、柔軟な勤務体制を導入することで、完全在宅型の勤務形態でのICT企業への就業を実現しており、2021年には沖縄や秋田から新たな仲間が加わるなど、地域を限定することなく障害による通勤困難者の就業機会の確保を図っている。

活躍するテレワーカーからの声



<テレワーカーAさんの声>

病気が原因で車椅子生活になりました。地方に住んでいるので公共交通機関の便が悪いこと、職場環境が車椅子に対応されていないなどの理由で就職をあきらめていました。しかし、テレワークと巡り合うことができ、就職することができました。

テレワークではお互いに隣に座っているわけではないので、すぐに話しかけられないことなどが多々あり、コミュニケーション構築が重要

だと思っています。

会社員としての生活は、守られているという感覚があり、安心して働いています。今後は、ITスキルを伸ばしウェブアクセシビリティ検査以外でもテレワーカーとして活躍できるようになっていきたいと思っています。

<テレワーカーBさんの声>

アルバイトや派遣を経験しましたが、メンタル面が弱いので長続きしませんでした。テレワークは、私にとって社員同士が適度な距離感で仕事ができる環境と感じています。

今の会社は、100%テレワークなので、私にはとても合っています。ウェブアクセシビリティ検査は、専門的な仕事なのでとてもやりがいがあり、この仕事を誇りに思っています。

とても働きやすい会社なので、将来はここでホームページの保守や運用も担えるようになりたいと思っています。

(4) 就労に向けた各種訓練の推進

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、一般就労を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や技能を獲得させるため、障害福祉サービス（就労移行支援）を実施している。身体障害、高次脳機能障害又は発達障害のある人には、生産活動、職業体験等の必要な訓練を、視覚に障害のある人には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のための教育訓練をそれぞれ行い、就労に関する相談や支援を通じて、障害のある人の適性に見合った職場への就労とその定着のための支援を行っている。

(5) 障害のある人の創業・起業等の支援

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、都道府県社会福祉協議会を実施主体として運営されている。本制度の資金種類の1つとして、「福祉資金」が設けられており、障害者世帯が生業を営むために必要な経費や技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費等の貸付を行っている。

また、経済産業省では、地域経済を活性化させるため、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）の認定市区町村（2020年12月現在で1,460市区町村）において、新たに創業を行う者に対して、ワンストップで支援する体制を整備するとともに、税制面の優遇、融資制度などの支援策を行っており、障害のある人も活用できる制度となっている。

企業における障害のある社員の活躍

経済産業省では、多様な人材の能力を最大限引き出し、経営成果につなげている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として選定するとともに特に先駆的な取組を行っている企業を「100選プライム」に選定している。2020年度に「新・ダイバーシティ経営企業100選」として選定した企業において、障害のある社員が活躍している事例を紹介する。

〈事例〉IT・IoTを活用した業務改善の工夫により「出来ない」をなくす取組を実現



東和組立株式会社

同社では、従来は熟練工のみが対応していた検査工程を、ITを活用して内製した画像判断装置やタブレット端末を活用したバーコード識別装置を導入することで、障害のある社員をはじめ、外国人やシニアの方が従事できるよう業務改善を行っている。

知的障害のある入社2年目のA氏は外国籍の女性社員と特別支援学校からきている男性実習生の2人を指導、支援している。A氏も元は特別支援学校在籍中に同社において実習を経験しており、その働きぶりが評価されて入社に至っている。面倒な日報への記入も、同社が独自に工夫したIT技術により、タブレットPCを利用して簡単に対応することができるようになった。

(6) 障害者の就労支援における農福連携

障害者就労施設において、稲作や野菜、果樹、花き、畜産、農産加工や販売等、幅広い分野で農業活動等が取り組まれている。農業を通じて高い賃金・工賃を実現している事業所もあり、障害のある人の就労機会の確保や賃金・工賃の向上といった面のみならず、地域の農業における労働力不足への対応といった面でも意味のある取組であり、農業と福祉の連携の推進を図ることは重要となっている。

このため、農林水産省では、障害のある人の農業分野における雇用・就労の促進のため、農業用ハウスや加工・販売施設の整備、障害のある人を受け入れる際に必要となる休憩所や手すり等の安全設備の整備、障害のある人が農業技術を取得するための研修、障害のある人の農業分野での定着を支援する専門人材の育成等の取組を支援している。

一方、厚生労働省では、農福連携による障害のある人の就労支援を推進する取組として、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援事業所に対する農業に係る指導・助言や6次産業化の推進を支援するための専門家の派遣、農業に取り組む就労継続支援事業所における農福連携マルシェ（市場）の開催等を支援している。2016年度は28府県、2017年度は40道府県、2018年度は42道府県、2019年度は46道府県、2020年度は45道府県で支援を実施した。

これらの取組を通じて、関係省庁が連携しつつ、優良事例や支援策の周知を含め積極的に情報発信を行い、農業と福祉の連携や、それを通じた障害のある人の賃金・工賃の向上の推進に取り組むこととしている。

さらに、農福連携について、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、2019年4月に省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置し、同年6月の第2回会議において、農福連携を推進するための取組をまとめた「農福連携等推進ビジョン」を策定し、当該取組を関係省庁等と連携して実施している。

■ 図表4-15 農福連携等推進ビジョン（概要）

農福連携等推進ビジョン（概要） <small>（2019年6月4日農福連携等推進会議決定）</small>	
<p>I 農福連携等の推進に向けて</p> <p>農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業分野の生産性向上や生産者の高齢化や後継者不足の解消、社会参加を促進する取組。近年顕著化している農業現場での農業従事者不足や、障害者の生活の質の向上等が期待</p> <p>農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を生み出すことが求められる。持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業従事者が主体的に「先駆者」になることが重要で、他の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待</p> <p>農福連携を全国的に広げる際、取り組むべきには「知られていない」「踏み出さず」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要</p> <p>また、ユニバーサルデザインとして、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参加支援や犯罪・非行を防止する立ち回り支援等、様々な分野にワイングを広げ、無縁社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）</p> <p>農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化</p> <p>II 農福連携を推進するためのアクション</p> <p>目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出*</p> <p>1 認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 定義的なアートを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示 優良事例をとりよめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく発信 農福連携と生産者の高齢化の両面向けキャンペーン等のPR活動 農福連携マルシェなど2020年度から100以上のイベントや展示会等と合わせた戦略的プロモーションの実施 <p>2 取組の促進</p> <p>○ 農福連携に取り組む機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> コンストロップで相談できる窓口体制の整備 スタートアップ支援プログラムの作成 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しワーカー」の仕組みの構築 特別支援学校における農業実習の充実 農業分野における公的職業訓練の推進 	<p>○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営者と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築 コーディネーターの育成・普及 リサーチ・マッチング関係者における連携強化を通じて、農業分野での障害者雇用促進 <p>○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業法人等への障害者の就業・研修等支援と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進 障害者の作業サポートする機械改良、スマート農業の技術等の活用 全国共通の枠組みとして職業訓練センターの仕組みの構築 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進 障害者就業施設等における工業・農業向上の交換会開催 <p>○ 農福連携に取り組む事業者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農福連携を行う農業経営者等の収益力強化等の経営支援を目標とする取組の推進 農福連携の特色を生かした次世代型取組の推進 障害者就業施設等への障害者雇用促進 農福連携でのGAPの取組の推進 <p>3 取組の輪の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 各界関係者が参加するワーキンググループの設置、優良事例の表彰・模倣奨励 障害者優先調達制度の推進とともに、関係団体等による農福連携の構築関係等の推進への期待 <p>III 農福連携の広がりへの推進</p> <p>「農」と「福」のそれぞれの広がりを目指し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ</p> <p>1 「農」の広がりへの支援</p> <p>林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に配慮した、マッチング、研修の促進、経営支援を目標とする取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設</p> <p>2 「福」の広がりへの支援</p> <p>生活困窮者、生活困窮者に対する支援の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参加の機会の確保や、犯罪や非行を防止する立ち回りに向けた取組の推進</p>

* 2024年度までの目標

資料：厚生労働省及び農林水産省

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
参考資料